

〈研究ノート〉

環境権に関する覚書

—環境権論の社会的背景の一側面—

三 辺 夏 雄

1. 昭和 45 年 9 月、日本弁護士連合会・人権擁護委員会主催の公害シンポジウムにおいて「環境権」確立のための提言¹⁾がなされてから、既に 5 年の歳月が流れようとしている。

この提言は、それが丁度公害告発型世論の高まりの最中になされたためにか、公害撲滅のための有力な武器としてジャーナリズム等に好意的に受け入れられ、極めて短期間のうちに一つの流行語とさえなった。そして、現在では、環境権は言葉のうえでは、国民の間に一つの定着した観念を植えつけているように思われる。

それでは、環境権とは、一体どのようなものなのか。その最初の提唱者の一人である仁藤一弁護士は、「環境権は、人が健康で快適な生活を維持するために必要なすべての条件を充足した、よい環境を求める権利であり、これらの環境の侵害を排除しうる権能を持つ排他的な権利」であって、「この権利は人が生まれながらにして持つ基本的人権の一つであり、人間生存のための絶対権であり、すべての国民に平等に認められるべき権利である²⁾」とされる。そしてこの場合の——権利の客体としての——「環境」とは、要するに人が生存に要するあらゆる自然的、社会的、文化的環境を指すのである。そして、環境権論の基本的な発想には、上の意味における「環境」それ自体が現在にお

いてはもはや自由財としてのみ捉えられるのではなく、これを一つの権利の客体（価値物）として考え、しかも、このような良好な環境は、住民全体の共有財産であると考えるところに特徴があるのである。すなわち、元来空気や水、日照、通風、自然の景観などという自然の環境は、人間の生活にとって不可欠な資源であって、凡そ人間が生存するために、それは不動産所有権などとは無関係に、公平に分配されなければならない。従って、これを享受し得る権利は万人の共有に属すべきものである。すなわち、このような環境は、一定の地域に住む全住民に平等にその利用の権能が与えられるべき性質のものであって、それ故に一部の者がその事業活動によって濫りにその地域の環境を汚染、破壊するのは、住民全体の共有財産に対する侵害として捉えられる、と考えようとするものである。

以上のような内容を持つ環境権説は、世論の動きとは別に、法律研究者の中にもかなりの反響を生んだ。特に、公害法研究者の主要関心が、公害の事後賠償を如何に考えるかの問題から、公害を如何に事前に予防するか、更には進

1) その報告の要旨は、法律時報 43 卷 3 号 (1971.2) p. 154 以下。

2) 仁藤一「環境権の提唱」ジュリスト No. 492 (1971.11.10) p. 230.

んで環境保全をどのように考えるかと云う問題に推移しつつある時、この環境権の提唱はまさに時流に乗ったものであったのである。しかし、環境権の提唱が「『立法政策的ないしキャンペーン的な効果』」をもつことは、十分に評価する、又は、環境権が「法理念的な綱領的権利」として承認するならばともかく、これを一挙に直接裁判で主張できる実定法的な具体的な権利として承認することには反対する向きも多い。すなわち、環境権論の、それを絶対的な権利として確立し、あらゆる利益衡量を排斥すると云う主張は硬直的にすぎ、理論構成として不充分であり、実際の使用に耐えないことに危惧を表明するのである。そして、このことから、法律論としては概念法学的な逆立ちの思考様式である、とか、裁判所の役割を不当に拡大せしめるものと云う批判が生じている³⁾。

しかし、もう一方では、環境権の提唱を受けて、環境権の概念を積極的に展開させようとする動きも活発であると共に、環境権説からする上記批判への反批判も盛んである。そして、現在では、環境権を積極的に実定法上の法的な権利として構成しようとする努力が多くの環境法研究者により行われている。そして、その結果は、却って環境権説の方が、その最も重要な攻撃の対象としていた利益衡量論の主張に近づけるをえないのではないか、と思われ、その意味では両説の差異は今日ではさして大きな意味がないように考えられるのである⁴⁾。

ところで、以上のような学説の動きとは別に、その提唱後1年を経ずして、早くも環境権説は現実の裁判の場において主張されるに至った。すなわち、北海道電力伊達火力発電所建設の差止め請求事件において、原告は、その請求の根拠を環境権に求めたのである。いわゆる

「環境権訴訟」は、この事件を嚆矢として、その後現在までに4件を数えている。

(環境権の法律的な検討については、当研究所の資料「『環境権』について」(50. 3. 31)を参照されたい)

2. ところで本稿は、このような環境権論それ自体について考察しようとするものではない。環境権が実定法上の権利として承認されるかどうか、または、現在の環境権訴訟の動向がどうなるのかなどの問題は、それが重要な問題であることは論を俟たないが、このような法律学的な問題点とは別に、本稿では環境権説が支持されるに至ったその社会的な背景について考察したいと思う。

いうまでもなく、環境権の提唱は、後述のように論者の指摘するように、現象的には、無秩序な開発等による環境破壊・汚染が人類の存在基盤さえも覆えそうとしているという、生存の危機の認識にその根底を置いているともいえるであろう。このような人類の生存の危機と云う面から環境問題を取り上げようとする試みは、例えば、ニクソン大統領の「環境汚染防止教書」や、環境庁の「環境白書」などに既に見られるところである。私は、このような試みを、環境問題についての生物学的な認識として捉えようと思う。このような観点に立てば——そして、これを極論すれば——環境問題は、以上のような人類の生存の危機を回避するために、必要な、種々の方策を講じれば良いことになる。もちろん、そのための方策については、それは

3) 原田、野村、淡路「公害訴訟と環境権」ジュリスト No. 492, p. 235 以下
原田尚彦「環境権と裁判所の役割」「判例タイムス」No. 265。

加藤一郎「環境権の概念をめぐって」(「民法学の現在の課題」所収)等

4) 高崎尚志「いわゆる環境権(絶対権説)と受忍限界論」環境法研究1, p. 131 以下

単に公害防止のための規制のみではなく、その発生についての未然防止策をも含めたものをその内容としているのであるが、ここに見られるのは、現実に進行する又は進行しようとする環境悪化、汚染についての方策のみが問題とされているのである。そして、これらの法律的な表現が、まさに現在の種々の公害規制法であり、また、具体化されつつある環境アセスメントに関する手法の開発であろう。このような環境問題を惹起せしめた原因としての都市化、工業化に対する種々の法律も、この一連の流れの中で考えておきたい。

それでは、環境権論者は、このような生存の危機的な状況について、どこにその原因を求めているのだろうか。大阪弁護士会環境権研究会による「環境権確立のための提言⁵⁾」(以下「提言」と略す)は、「今日のように重大な環境の破壊は、決して自然不可避的に起ったものではなく、その主要な原因が、近代における科学技術の急速な進歩と、これに伴う産業の発展、とりわけ高度な工業化の進展にあったことは疑いない」として、その主要な原因を生産技術の進歩とそれに伴う工業化に求めている⁶⁾。そして、このような技術進歩に支えられた工業化の発展が、地球の有限性を考慮に入れなかったことによって「そのままで永久に自然の循環作用の中に還元されない物質を数多く生産するようになり、自然の回復能力を遙かに上回る大量の廃棄物が排出・累積され……地球上の汚染は急速に進み、このままでは、やがて、それが生物としての生存そのものを脅かすに至る」というエコロジー的な認識へ発展していく。

一方、このようなエコロジー的危機をもたらした制度的な側面、特に法的な側面についてはどうか。「提言」は、「より多くの利潤を追及す

るために、無制限に設備を拡大し、科学技術を無差別に利用して生産活動を続ける自由を企業にみとめながら、これに伴って生ずる大量の排出物、社会に有害な財を自らの責任において処理させることを企業に義務づけなかった社会制度と、これを支えてきた法理論にその責任があったといってよい。古典的な権利濫用理論が、かかる制度を支持する役割を果してきたことはいうまでもないが、公害の被害者に不可侵の権利を認めず、企業活動の自由を原則的に承認してきた点においては、近時の受忍限度論も同様の考え方を十分脱却しているとはいえない」としている。特に、「公害に対処する政府および多くの地方公共団体の基本姿勢は、一貫して産業の活動の自由を確保し、企業に最大限に環境を利用する自由を保証することに腐心してきたということができる。その姿勢を支える論理は、経済の発展なくして、国民の福祉なしとする経済発展優先の政治論理であり、さらにはこれを支持する企業活動の自由、財産権尊重の法理であった」としている。そして「このような環境に関する従来の思想を転換し、企業の環境破壊に対処し、環境を保全するため、新しい法理論を考え出さなければならない」ことが、環境権提唱の基本的な前提問題とされるのである。

以上のように環境権論の根底をなすものは、エコロジー的な人間の生存の危機的状況の認識に基づく、従来の考え方の制度的(法理論的)思想的な側面に対する反省にあるといえよう。

3. ところが、環境権論の主張を生み出した

5) この詳細はジュリスト No. 479. (1971.5.15)

6) 影山日出弥「公害と憲法」3 法律時報 44 卷 10 号 (1972.8) は、このような認識こそが誤りであるとされている。他に、清水 誠「公害問題における生存権の思想と財産権の思想」(「資本主義法の形成と展開」3 p. 349 以下)

社会的背景、社会構造を考えるうえで、最も注目しなければならないのは、環境問題に関する論者の基本的な認識と、現在、環境権をその訴訟の根拠として裁判を遂行している原告、およびそれに対して支援の手を送っている者達との、環境権の提唱に対する受け止め方のギャップの問題なのではないか、という疑問が生じるのである。というのは、次のことである。

前述したように、ニクソン大統領の環境教書および環境庁の環境白書等に見られる環境問題に関する認識は、エコロジー的発想に基づいた生物学的な認識と呼ぶべきものであった。そして、このような発想は、多くの環境問題研究家の取るところでもあり、また、環境権論者の認識の出発点でもあったのである。そして、環境権論者の最大の批判対象たる利益衡量論者とのところでもあるのである。だからこそ、利益衡量論を取る多くの学者は理念としての「環境権」については、おおむね賛意を表しているのであろう。

なるほど、加藤一郎教授に代表される多くの利益衡量論をとる学者（特に私法学者）は、その当初においては「公害」問題を、「環境」問題として、用語上は捉えるところがなかったかも知れない⁷⁾。そして、その点で環境権論者は、公害問題を単なるその発現形態だけで把握せず、エコロジー的観点から、環境問題として問題を提起する（法律学的に）嚆矢としての光栄に浴するかも知れない。しかし、もし、それだけのどちらが早く環境というマジック・ワードを手に入れたかだけの問題とするならば、「環境権の提唱」がこれだけ多くの世間の反響を生み、しかも、より重要なことは、早くも実践的概念として訴訟の場に提起されることはなかつたのではないかと思われるのである。

このように考えると、人類の生存の危機を回避するため、環境汚染、悪化を防止するための訴訟において、原告は何故、環境権の主張を持ち出さなければならなかったのか、すなわち、法律学界、法曹界において広く認知されている利益衡量論を基底とした、例えば不法行為に基づく発電所建設の差止め訴訟を提起しなかったのかを当然の疑問として持たねばならないだろう。

さらには、環境権の提唱後、環境権論者が何故にどのように利益衡量論を“まず黒く描いておいて、その黒さを批判する”ような「攻撃的態度」⁸⁾を取るのかも理解しがたいのではなかろうか。そこには、何かしら、近親憎惡的な論争態度すら感じられるのである。

しかし、そうではない。誤まりをおそれずにいえば、環境権論にとって、及びその訴訟の原告にとって、「息の根のとまるまでたたきつぶ」⁹⁾さなければならない相手は、まさに利益衡量論なのである。もちろん、かくいうことは、環境権論者が利益衡量論者に私怨を抱いているといっているのではない。環境権論者が、後者を批判するのは、その理論の果す役割についてなのである。その第一は、これは全く皮相的なものであるが、利益衡量論における“受忍限度”という用語法の問題である。加藤教授も認めておられるように、その表現は「わかりにくく、また誤解を受けやすい表現」¹⁰⁾であり、提唱者は格別、環境権訴訟の原告等にとっては容認しがたい語感を持つものと思われる。この点において、利益衡量論は、「損をしている」¹¹⁾

7) 加藤一郎編「公害法の生成と展開」等参照

8) 加藤一郎「再び環境権論について」（「民法における論理と利益衡量」p. 141）

9) 同 p. 142.

10) 同 p. 136.

11) 大阪弁護士会環境権研究会「環境権」p. 278.

面があるといえる。しかし、より重要なことは第二として、利益衡量論の持つ、理論としての柔軟性である。この点においてこそ、利益衡量論がその最大のメリット——現実的に事案に対処し得るとした——としたその長所が、まさに環境権論者等から批判されているのである。すなわち、環境権論者は、「利益衡量論は被害者の救済を拒否する加害者側の防波堤として機能している」¹²⁾と批難し、「被害の事実を軽視し、かえってこれを抑圧する機能を営んだ」¹³⁾ような裁判例があるとする。利益衡量論はその柔軟性故に、そのような使われ方もするというのである。これは、利益衡量論者の最も不本意とするところであろうが、しかし、環境権論者が、この説を、その果す機能故に批判するのは法律的論議とは別に、後述の通り社会的な理由があるといえる。そして、ここに、環境権論が果す社会的な機能——特に、この理論に期待する社会的な要請——があるものと思われるのである。

4. それでは、環境権論は、何故に柔軟性のある利益衡量論にその攻撃の刃を向けなければならないのであろうか。

おそらく、それは環境権論が持つ「あまりにも一面的・硬直的」な、理論としての「短所」¹⁴⁾にあるものと思われる。そして、この短所故にまた、環境権論は環境権訴訟において原告の支持を集めるのである。原告側が絶対に勝利をうるためにには、絶対権としての「環境権」が必要となるからである。

すなわち、現在の訴訟において問題となっている地点は、電源立地関係に限っていえば、それに多少の曲折はあったにしろ、いずれも地域の大多数の同意——積極的に反対はしない、という意味で——を得ている地点なのである。換

言すれば、電源立地反対の主張が実現されなかった地点と云うことができる。それは何故か。要するに、一言でいえば、反対派の主張がその地域においては、少数派の地位しか獲得できなかることにある。環境権訴訟において原告は、常にそうなのである。そして、これは、ある意味では当然のことでもある。何故ならば、もし、電源立地自体にその地域の大多数が反対ならば、立地計画がいくら合法的なものであっても、実際問題としてその計画は実現不可能なものとなるのが現状だからである。この問題について、本稿では詳しくは述べる余裕がないが、少なくとも現在までに電源立地計画が中止された地点についていえば、全てがそうである。従って、このような場合には、そもそも始めから、訴訟によって計画を阻止しようとする問題などは生ずる余地があろう筈がない。そして、この問題が、訴訟の場に現われるのは反対派の主張が妥協の余地のない場合においてなのである。ここに、環境権論の硬直的な理論が支持を集める理由の一つが存在する。

すなわち、原告の立場からすれば、この問題について、被侵害利益の性質・程度と加害行為の態様との比較衡量などをされたならば、当面は常に敗北しかない。特に、利益衡量論が、その衡量についての多数の判断要素のうちの何を優先させるかの基準を明確にしていない以上、「現実の力関係がそのまま訴訟に反映していく」と原告たちは考える所以である。

更に、環境権訴訟における原告は、立地地点における実定法上の明文の権利を何も持たない者がその殆んどである。従って、原告の持つ権利は、たかだか、人格権等の抽象的な権利しか

12) 棚本安雄、書評 民商法雑誌 70 卷 5 号 p. 898.

13) 同 p. 901.

14) 同 p. 899.

ないのであって、その地位は極めて劣弱なもの訴訟において——でしかない。ここに、環境権という、排他性のある支配権が確立されればその地位は極めて強固になる筈である。そして、環境権論の支持される理由の二は、ここにも存在するのである。

要するに、現在の環境権訴訟においては、そ

の原告の力は数の面からまた権利の面からのいずれからも極めて劣弱なのである。そして、このような劣弱な地位にある人間の持つ利益を、より強固なる位置に引き上げるには、環境権論こそが、その短所故により強くこの要請にかなうものとして受け入れられているのである。

（さんべ なつお
電力経済研究部
環境立地研究室）